

健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収に当たり、徴収額が不足

1 件 不当金額(収入) 4億9420万円
(前年度 1 件 8億3001万円)

1 健康保険及び厚生年金保険の概要

健康保険は、業務外の疾病、負傷等に関して医療、療養費、傷病手当金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の従業員が被保険者となる。また、厚生年金保険は、老齢、死亡等に関して年金等の給付を行う保険であり、常時従業員を使用する事業所の70歳未満の従業員が被保険者となる。

保険料は、被保険者と事業所の事業主とが折半して負担し、事業主が納付することとなっており、事業主は、日本年金機構（以下「機構」という。）の年金事務所に対して、健康保険及び厚生年金保険に係る届け書を提出することとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、機構の9ブロック本部^(注)（平成28年4月1日以降は機構本部に統合）の管轄区域内に所在する143年金事務所が管轄する477事業主について、常用的に使用している就労者の被保険者資格取得届等を提出していなかったり、被保険者資格取得届の資格取得年月日について事実と相違した年月日を記載したりなどしている事態が見受けられた。

このため、徴収額が494,208,604円（健康保険保険料180,887,102円、厚生年金保険保険料313,321,502円）不足していて、不当と認められる。

<事例>

A会社は、飲食業等の業務に従事する従業員331人を使用していた。同会社の事業主は、これらの従業員のうち261人については勤務時間が短く常用的な使用でないなどとして、年金事務所に対して被保険者資格取得届を提出していなかった。

しかし、上記の261人について調査したところ、同会社はこのうち18人を常用的に使用しており、被保険者資格取得届を提出すべきであった。

このため、健康保険保険料2,840,890円、厚生年金保険保険料4,139,639円、計6,980,529円が徴収不足となっていた。

[これらの徴収不足額については、本院の指摘により、全て徴収決定の処置が執られた。]

(注) 9ブロック本部 北海道、東北、北関東・信越、南関東、中部、近畿、中国、四国、九州各ブロック本部